



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *43 政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則 (総務学事課)..... 1
- *44 和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (経営支援課)..... 1
- *45 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (建築住宅課)..... 18
- *46 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 18
- *47 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (")..... 19

○ 教育委員会規則

- *11 教育委員会専用庁舎等取締に関する規則の一部を改正する規則 20

○ 告示

- *313 平成25年和歌山県告示第323号 (保健所使用料の決定) の一部改正 (医務課)..... 20

○ 訓令

- *13 和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (医務課)..... 20
- *14 和歌山県土砂災害啓発センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程 (砂防課)..... 21
- *15 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)..... 22

規 則

和歌山県規則第43号

政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則
政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則 (平成7年和歌山県規則第102号) の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「総務学事課」を「総務部総務管理局総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第44号

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則
和歌山県農業協同組合法施行細則 (平成14年和歌山県規則第70号) の一部を次のように改正する。
第11条中「第11条の4第1項ただし書」を「第11条の8第1項ただし書」に改める。

第12条中「第11条の5ただし書」を「第11条の9ただし書」に改める。

第13条中「第11条の7第1項」を「第11条の17第1項」に改める。

第14条第1項中「第11条の7第3項」を「第11条の17第3項」に改め、同条第2項中「第11条の7第4項」を「第11条の17第4項」に改める。

第15条中「第11条の23第1項」を「第11条の42第1項」に改める。

第16条の見出しを「(農地信託規程変更承認の申請)」に改め、同条中「第11条の23第3項」を「第11条の42第3項」に改め、「、廃止の承認を受けようとするときは農地信託規程廃止承認申請書(別記第18号様式)をそれぞれ」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(農地信託規程変更又は廃止の届出)

第16条の2 法第10条第3項の事業を行う農業協同組合は、法第11条の42第4項の規定により、同項に規定する事項に係る農地信託規程の変更をしたとき、又は農地信託規程を廃止したときは、農地信託規程変更(廃止)届出書(別記第18号様式)を知事に提出しなければならない。

第17条中「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に改める。

第18条の見出しを「(宅地等供給事業実施規程変更承認の申請)」に改め、同条中「第11条の29第3項」を「第11条の48第3項」に改め、「、廃止の承認を受けようとするときは、宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書(別記第21号様式)をそれぞれ」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(宅地等供給事業実施規程変更又は廃止の届出)

第18条の2 法第10条第5項の事業を行う組合は、法第11条の48第4項の規定により、同項に規定する事項に係る宅地等供給事業実施規程の変更をしたとき、又は宅地等供給事業実施規程を廃止したときは、宅地等供給事業実施規程変更(廃止)届出書(別記第21号様式)を知事に提出しなければならない。

第19条中「第11条の32第1項」を「第11条の51第1項」に改める。

第20条の見出しを「(農業経営規程変更承認の申請)」に改め、同条中「第11条の31第1項」を「第11条の50第1項」に、「第11条の32第3項」を「第11条の51第3項」に改め、「、廃止の承認を受けようとするときは、農業経営規程廃止承認申請書(別記第24号様式)をそれぞれ」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(農業経営規程変更又は廃止の届出)

第20条の2 法第11条の50第1項の事業を行う組合は、法第11条の51第4項の規定により、同項に規定する事項に係る農業経営規程の変更をしたとき、又は農業経営規程を廃止したときは、農業経営規程変更(廃止)届出書(別記第24号様式)を知事に提出しなければならない。

第21条中「第10条第1項第3号」の次に「又は第10号」を加え、「組合」を「農業協同組合」に、「第11条の46第2項ただし書」を「第11条の65第2項ただし書」に、「第11条の48第2項」を「第11条の67第2項」に改める。

第22条第1項中「第11条の47第4項」を「第11条の66第4項」に改め、同条第2項中「第11条の47第5項」を「第11条の66第5項」に改める。

第30条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第32条を次のように改める。

(解散の届出)

第32条 法第64条第4項、第5項及び第8項による届出は、別記第36号様式により行わなければならない。

第32条の次に次の2条を加える。

(事業を廃止していない旨の届出)

第32条の2 法第64条の2第1項(法第73条第4項において準用する場合を含む。)規定による届出は、別記第36号様式の2により行わなければならない。

(組合を継続した旨の届出)

第32条の3 法第64条の3第3項(法第73条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別

記第36号様式の3により行わなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(新設分割認可の申請)

第34条の2 組合は、法第70条の3第3項の規定により、新設分割の認可を受けようとするときは、新設分割認可申請書(別記第38号様式の2)を知事に提出しなければならない。

第35条中「法第72条の13第2項」を「法第72条の29第2項」に改める。

第36条中「法第72条の16第4項」を「法第72条の32第4項」に改める。

第37条中「法第72条の17第2項」を「法第72条の34第2項」に改める。

第38条中「法第72条の18第3項」を「法第72条の35第3項」に改める。

第39条の見出しを「(組織変更の届出)」に改め、同条中「組合法人は」を「法第10条第2項に規定する出資組合又は法第72条の25第1項に規定する出資農事組合法人は」に、「第73条の12」を「第73条の10」に、「農事組合法人組織変更届出書」を「組織変更届出書」に改める。

第40条を次のように改める。

(組織変更認可の申請)

第40条 法第81条各号に掲げる農業協同組合以外の農業協同組合は、法第84条第1項の認可を受けようとするときは、組織変更認可申請書(別記第44号様式)を知事に提出しなければならない。

第47条中「第97条の2」を「第97条」に、「により、」を「による」に改め、同条第1号中「第97条の2第1号」を「第97条第1号」に改め、同条第2号中「第97条の2第2号」を「第97条第2号」に改め、同条第3号中「第97条の2第3号」を「第97条第3号」に改め、「第11条の49第1項第3号イ又はロ(農業協同組合にあっては、同法第11条の45第1項第1号又は第2号)」を削り、同条第4号中「第97条の2第4号」を「第97条第4号」に改め、同条第5号中「第97条の2第5号」を「第97条第5号」に改める。

第62条中「農業協同組合中央会及び県の区域を地区とする」を削り、「又は」を「及び」に改める。

別記第6号様式3(2)ア中

後配出資金			を
回転出資金			

後配出資金			に、
-------	--	--	----

「組合の経営の健全性判断するための基準を定める件(平成9年大蔵省・農林水産省告示第29号)」を「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)」に改め、同様式3(2)ア一2中

後配出資金			を
回転出資金			

後配出資金			に、
-------	--	--	----

「組合の経営の健全性判断するための基準を定める件（平成9年大蔵省・農林水産省告示第29号）」を「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に改め、同様式4中「県農業協同組合中央会及び」を削る。

別記第11号様式中「第11条の4第1項ただし書（第11条の4第2項）」を「第11条の8第1項ただし書（第11条の8第2項）」に改める。

別記第12号様式中「第11条の5ただし書」を「第11条の9ただし書」に改める。

別記第13号様式中「第11条の7第1項」を「第11条の17第1項」に改める。

別記第14号様式から別記第15号様式の2までの規定中「第11条の7第3項」を「第11条の17第3項」に改める。

別記第16号様式中「第11条の23第1項」を「第11条の42第1項」に改める。

別記第17号様式中「第11条の23第3項」を「第11条の42第3項」に改める。

別記第18号様式中「（第16条関係）」を「（第16条の2関係）」に、「農地信託規程廃止承認申請書」を「農地信託規程変更（廃止）届出書」に、「廃止する」を「変更（廃止）する」に、「第11条の23第3項の規定により承認を受けたいので」を「第11条の42第4項の規定により」に、「申請します」を「届け出ます」に改める。

別記第19号様式中「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に改める。

別記第20号様式中「第11条の29第3項」を「第11条の48第3項」に改める。

別記第21号様式中「（第18条関係）」を「（第18条の2関係）」に、「宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書」を「宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届出書」に、「廃止する」を「変更（廃止）する」に、「第11条の29第3項の規定により承認を受けたいので」を「第11条の48第4項の規定により」に、「申請します」を「届け出ます」に改める。

別記第22号様式中「第11条の32第1項」を「第11条の51第1項」に改める。

別記第23号様式中「第11条の32第3項」を「第11条の51第3項」に改める。

別記第24号様式中「（第20条関係）」を「（第20条の2関係）」に、「農業経営規程廃止承認申請書」を「農業経営規程変更（廃止）届出書」に、「廃止する」を「変更（廃止）する」に、「第11条の32第3項の規定により承認を受けたいので」を「第11条の51第4項の規定により」に、「申請します」を「届け出ます」に改める。

別記第25号様式中「第11条の46第2項ただし書」を「第11条の65第2項ただし書」に改める。

別記第26号様式中「第11条の47第4項」を「第11条の66第4項」に改める。

別記第28号様式中

「8 その他参考となる書類」を

「8 法第49条第2項（法第54条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面（出資一口の金額の減少又は出資組合から非出資組合への移行に係る定款変更の場合に限る。）

9 その他参考となる書類

」

改める。

別記第30号様式中「第49条第1項の規定により作成した財産目録及び」を「第49条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る」に、「第11条の45第1項」を「第11条の64第1項」に、「第11条の47第1項」を「第11条の66第1項」に改める。

別記第31号様式中「第49条第1項の規定により作成した財産目録及び」を「第49条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る」に改める。

別記第34号様式を次のように改める。

別記第34号様式 (第30条関係)

(設立認可証明請求の場合)

認可証明請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

発起人氏名

㊞

農業協同組合法第 61 条第 2 項の規定に基づき、設立 (合併、解散、定款変更等) 認可の証明を請求します。

(添付書類)

- 1 請求理由書
- 2 請求事項

(定款変更認可証明請求の場合)

認可証明請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

㊞

農業協同組合法第 44 条第 3 項で準用する同法第 61 条第 2 項の規定に基づき、定款変更認可の証明を請求します。

(添付書類)

- 1 請求理由書
- 2 請求事項

(合併認可証明請求の場合)

認可証明請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

(合併後 1 組合を存続しようとする場合)

存続する組合

所在地

組合名

代表者職氏名

㊞

解散する組合

所在地

組合名

代表者職氏名

㊞

(合併によって新たに組合を設立しようとする場合)

所在地

組合名 (新設組合の名称)

設立委員 ㊟

(委員連記捺印のこと)

農業協同組合法第 65 条第 3 項で準用する同法第 61 条第 2 項の規定に基づき、合併認可の証明を請求します。

(添付書類)

- 1 請求理由書
- 2 請求事項

別記第36号様式中「農業協同組合法第64条第4項 (第6項第3号) の規定により」を削り、「同項 (第7項)」を「農業協同組合法第64条第4項 (第5項、第8項)」に改め、「参考となる書類」の次に「(解散の登記に係る登記事項証明書等)」を加え、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第36号様式の2 (第32条の2関係)

事業を廃止していない旨の届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名 (農事組合法人)

代表者職氏名 ⑩

農業協同組合法第 64 条の 2 第 1 項の規定により、事業を廃止していない旨を関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 理由書
- 2 総会 (総代会) 議事録謄本
- 3 その他参考となる書類

別記第36号様式の3 (第32条の3関係)

組合を継続した旨の届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名 (農事組合法人)

代表者職氏名 ⑩

農業協同組合法第 64 条の 3 第 3 項の規定により、本組合 (農事組合法人) を継続した旨を関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 理由書
- 2 総会 (総代会) 議事録謄本
- 3 その他参考となる書類 (継続に係る登記事項証明書等)

別記第37号様式中「準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）」を「読み替えて準用する法第49条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表」に改める。

別記第38号様式中「準用する法第49条第1項の規定により作成した」を「読み替えて準用する法第49条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第38号様式の2 (第34条の2関係)

新設分割認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

㊞

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)又は理事会において、本組合の 事業の全部(一部)を分割によって設立する 農業協同組合に承継させる決議を行いました。つきましては、農業協同組合法第70条の3第3項の規定により承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 新設分割計画書
- 3 総会(総代会)議事録謄本(法第70条の4第1項に規定する場合は、総会又は理事会の議事録謄本)
- 4 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表
- 5 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会で新設分割を決議した組合にあっては、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書及び事務所の位置を記載した書類
- 8 法第70条の4第1項に該当する場合は、それを証する書面
- 9 設立分割の経過を記載した書面
- 10 農業協同組合法施行規則第209条の2に掲げる事項に係る書類(既に添付しているものは除く。)
- 11 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要(組織変更後の法人形態、事業、組織変更の時期など)
- 12 その他参考となる書類

別記第39号様式中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改める。

別記第40号様式中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改める。

別記第41号様式中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改める。

別記第42号様式中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改める。

別記第43号様式中「農事組合法人組織変更届出書」を「組織変更届出書」に、「農事組合法人の」を「出資組合（出資農事組合法人）の」に、「第73条の12」を「第73条の10」に改める。

別記第44号様式を次のように改める。

別記第44号様式 (第40条関係)

組織変更認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

㊞

年 月 日開催の通常 (臨時) 総会 (総代会) において、消費生活協同組合に組織変更する決議を行いました。

つきましては、農業協同組合法第 84 条第 1 項の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 理由書
- 2 組織変更後の定款
- 3 組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本
- 4 組織変更後の事業計画
- 5 組織変更後の収支予算書
- 6 組織変更を承認した総会 (総代会) 議事録謄本その他必要な手続があったことを証する書面
- 7 法第 86 条において準用する法第 48 条の 2 第 2 項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会議事録謄本
- 8 最終事業年度に係る貸借対照表 (最終事業年度がない場合にあっては、組織変更をする農業協同組合の成立の日における貸借対照表)
- 9 法第 86 条において読み替えて準用する法第 49 条第 2 項の規定による公告及び催告 (同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 97 条の 4 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりする場合にあっては、これらの方法による公告) をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第 86 条において準用する法第 50 条第 2 項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 10 組織変更後の役員 of 住所及び履歴書
- 11 その他参考となる書類

別記第54号様式及び別記第55号様式中「第97条の2第1号」を「第97条第1号」に改める。
別記第56号様式及び別記第57号様式中「第97条の2第2号」を「第97条第2号」に改める。
別記第58号様式を次のように改める。

別記第58号様式 (第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

組合名

代表理事 氏名

印

農業協同組合法に掲げる会社を子会社とすることに係る届出書

農業協同組合法第 11 条の 68 第 1 項第 3 号イ (又はロ) (農業協同組合にあつては、第 11 条の 64 第 1 項第 1 号 (又は第 2 号) に掲げる会社を子会社とします) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

子会社と	名 称	
	主たる営業所又は事務所の所在地	
す	業 務 の 内 容	(農業協同組合法施行規則第67条 (第61条) 第○項第○号に該当)
	会 社 の 状 況 (直近の決算期より) (注)	売上高： 総資産： 経常損益： 資本金： 当期損益：
の	役員及び氏名	
	役員及び従業員の数	
概	子会社とした後の主要株主等の構成	A社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
		B社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
		C社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
保有する議決権の数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	
子会社とする理由		
実行予定日	年 月 日 ()	

(注) 「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する。(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)

(添付書類)

- 1 申請者に関する次に掲げる書類
 - (1) 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (2) 本件届出後における収支の見込みを記載した書類
- 2 本件届出後における申請者及びその子会社の収支の見込みを記載した書類
- 3 申請に係る会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書
その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 4 申請に係る会社を子会社とすることにより、申請者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなるときは、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 5 申請に係る会社の役員の履歴書
- 6 申請に係る会社の組織図
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第59号様式中「第97条の2第10号」を「第97条第10号」に改める。

別記第60号様式中「第97条の2第11号」を「第97条第11号」に改める。

別記第61号様式から別記第75号様式までの規定中「第97条の2第12号」を「第97条第12号」に改める。

別記第76号様式中「第97条の2第12号」を「第97条第12号」に、「第231条第1項第19号」を「第231条第1項第21号」に改める。

別記第77号様式中「第231条第1項第20号」を「第231条第1項第22号」に改め、同様式別紙（不祥事件等届出書）中注5を次のように改める。

注5：農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成27年農林水産省告示第1675号）第10（6）の規定により報告を要する個人情報の漏えい等の事実を把握した場合の届出に当たっては「農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応要領」の別記様式第1号により行うこと。

別記第78号様式4（2）ア中

後配出資金			を
回転出資金			

後配出資金			に、
-------	--	--	----

「組合の経営の健全性判断するための基準を定める件（平成9年大蔵省・農林水産省告示第29号）」を「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年金融庁・農林水産省告示第2号）」に改め、同様式4（2）アー2中

後配出資金			を
回転出資金			

後配出資金			に、
-------	--	--	----

「組合の経営の健全性判断するための基準を定める件（平成9年大蔵省・農林水産省告示第29号）」を「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に改める。

別記第84号様式中「理事会」を「総会（総代会）」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

この規則による改正前の和歌山県農業協同組合法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第45号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「条例第5条第5号又は第6号に掲げる事由に係る者及び第1条の3第1項第9号」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 条例第5条第5号又は第6号に掲げる事由に係る者及び第1条の3第1項第9号に該当する者
- (2) 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年法律第26号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）附則第6条の規定による廃止前の雇用能力・開発機構法（平成11年法律第20号）附則第11条第1項に規定する宿舍の廃止に伴い、当該宿舍を退去した者

別記第1号様式中

(E) 世帯の種類	あてはまるものに○印をつけてください。 1 高齢者世帯 [申込者本人が60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた単身者 又は申込者本人が60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であつて、かつ、同居者のいずれもが60歳以上若しくは昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者であること。]	2 身体障害者世帯 (1級から4級)	12 ハンセン病療養所入所者等世帯
		3 身体障害者世帯 (5級・6級)	13 小学校就学前の子どものいる世帯
		4 精神障害者世帯 (1級・2級)	14 生活保護世帯
		5 精神障害者世帯 (3級)	15 中国残留邦人等に係る支援給付受給者
		6 知的障害者世帯 (A1・A2・B1)	16 母子・父子世帯
		7 知的障害者世帯 (B2)	17 多子世帯(18歳未満の児童を3人以上扶養)
		8 難病患者世帯	18 配偶者からの暴力に係る被害者世帯
		9 戦傷病者世帯	19 犯罪被害者等世帯
		10 原子爆弾被爆者世帯	20 公共的な事業の施行に伴い立退きの要求を受けた世帯
		11 5年以内の海外引揚者	21 その他(一般世帯など)

を

(E) 世帯の種類	あてはまるものに○印をつけてください。 1 高齢者世帯 [申込者本人が60歳以上である単身者又は申込者本人が60歳以上であつて、かつ、同居者のいずれもが60歳以上である者又は18歳未満の者であること。]	2 身体障害者世帯 (1級から4級)	13 小学校就学前の子どものいる世帯
		3 身体障害者世帯 (5級・6級)	14 生活保護世帯
		4 精神障害者世帯 (1級・2級)	15 中国残留邦人等に係る支援給付受給者
		5 精神障害者世帯 (3級)	16 母子・父子世帯
		6 知的障害者世帯 (A1・A2・B1)	17 多子世帯(18歳未満の児童を3人以上扶養)
		7 知的障害者世帯 (B2)	18 配偶者からの暴力に係る被害者世帯
		8 難病患者世帯	19 犯罪被害者等世帯
		9 戦傷病者世帯	20 公共的な事業の施行に伴い立退きの要求を受けた世帯
		10 原子爆弾被爆者世帯	21 東京電力原子力事故被害者世帯
		11 5年以内の海外引揚者	22 雇用促進住宅の廃止に伴い退去する世帯
		12 ハンセン病療養所入所者等世帯	23 その他(一般世帯など)

に

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第46号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「総務学事課」を「総務課」に、「文化国際課」を「国際課」に改める。

第7条中「総務学事課」を「総務課」に改める。

別表第1東牟婁振興局地域振興部串本地区駐在の項の次に次のように加える。

振興局農林水産振興部	副部長
------------	-----

別表第2の3の項中「総務学事課」を「総務課」に改め、同表6の項中「文化国際課」を「国際課」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第47号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第5号中「第29条の3」を「第29条の3第1項」に改め、「徴収金」の次に「及び地方税法第37条の2第1項第1号の寄附金又は法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第3項第1号の寄附金のうち、ふるさと和歌山応援基金条例（平成20年和歌山県条例第42号）第1条に規定する目的に賛同し寄附されるもの」を加える。

第61条第1項ただし書中「及び」を「、」に改め、「という。）」の次に「及び日本放送協会に対して支払う受信料」を加える。

第67条中「申し出」を「申出」に改める。

別表第2の3の部中

	手当の決定をするとき。	支出しようとする額	退職手当にあつては、手当の額を明らかにした書類	を
退職手当	手当の決定をするとき。	支出しようとする額	手当の額を明らかにした書類	に改め、
その他の職員手当等	支出の決定をするとき。	支出しようとする額		

同表の19の部中交付決定を要しない負担金のうち申込み又は契約を締結するもの（講習会、研究会等の参加費その他これに類する経費を除く。）の項の次に次のように加える。

交付決定を要しない交付金のうち不在者投票に要する経費（不在者投票管理者の請求により支出するものに限り、外部立会人に要する経費を除く。）	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
---	-------------	-----------	--

別表第3中「及び日本放送協会に対して支払う受信料」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第11号

教育委員会専用庁舎等取締に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

教育委員会専用庁舎等取締に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会専用庁舎等取締に関する規則（昭和32年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育委員会専用庁舎等取締りに関する規則

第1項中「および」を「及び」に、「取締（以下「庁舎等取締」を「取締り（以下「庁舎等取締り」に、「県の庁舎等取締に関する規則」を「県の庁舎等取締りに関する規則」に、「第3条以下の条」を「第3条から第5条まで、第7条及び第8条」に、「庁舎管理主管部長」を「管財課長」に改め、第2項中「庁舎等取締」を「庁舎等取締り」に、「または」を「又は」に、「かからしめる」を「係らしめる」に改め、第3項中「庁舎等取締」を「庁舎等取締り」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第313号

平成25年和歌山県告示第323号（保健所使用料の決定）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

保健所使用料の表1の部（28）の項中「930円」を「920円」に改め、同部（31）の項中「160円」を「200円」に改め、同表4の部（1）の項中「1,270円」を「1,250円」に改め、同部（4）の項及び同表5の部を削り、同表6の部（2）の項中

「1,280円 を 「1,440円
1,280円」 を 1,280円」 に改め、

同部を同表5の部とし、同表7の部（1）の項中「980円」を「960円」に改め、同部（3）の項及び（4）の項中「920円」を「910円」に改め、同部（6）の項中「1,680円」を「1,640円」に改め、同表中同部を6の部とし、8の部を7の部とし、9の部を8の部とする。

訓 令

和歌山県訓令第13号

福 祉 保 健 部

和歌山県立こころの医療センター

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成14年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第8条の2第1項に規定する育児又は同条第2項に規定する介護を行う職員の早出遅出勤務に係る勤務時間については、前項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	勤務時間
早出A	午前7時30分から午後4時15分まで
早出B	午前8時から午後4時45分まで
遅出A	午前9時から午後5時45分まで
遅出B	午前9時30分から午後6時15分まで

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第14号

県 土 整 備 部
和歌山県土砂災害啓発センター

和歌山県土砂災害啓発センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県土砂災害啓発センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）第3条第6項及び第3条の3第3項の規定に基づき、和歌山県土砂災害啓発センターに勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間について定めるものとする。

(職員の勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間等については、週休日を除き、次の各号に定めるところによる。

- (1) 勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。

2 前項の週休日は、4週間を通じ8日の範囲内で和歌山県土砂災害啓発センター所長（以下「所長」という。）が定める日とする。ただし、再任用短時間勤務職員の週休日は4週間を通じ16日の範囲内で所長が定める日とする。

第3条 所長は、業務の都合上やむを得ない場合には、前条第1項に規定する日の勤務の開始時刻及び終了時刻を変更することができる。

(休日の勤務)

第4条 職員には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第9条の規定にかかわらず、同条に規定する日であっても、所長が必要と認める場合には勤務を命ずるものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第15号

庁中一般
各 かい
各地方機関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2有田振興局の項中「紀中教育支援事務所有田分室」を「海草・有田教育支援事務所」に改め、同表日高振興局の項中「紀中教育支援事務所」を「日高教育支援事務所」に改め、同表西牟婁振興局の項中「給与課紀南分室」を「給与福利課紀南分室」に改め、同表東牟婁振興局の項中「水産試験場」を「水産試験場 土砂災害啓発センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。